

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年4月7日（平成29年（行情）諮問第133号）

答申日：平成29年9月12日（平成29年度（行情）答申第225号）

事件名：「電話番号簿（自動即時用）平成28年度」の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『電話番号簿（自動即時用）』（最新版）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「電話番号簿（自動即時用）平成28年度」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月31日付け防官文第18526号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、

『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（２）意見書

諮問庁の説明では、平成２２年度（行情）答申第５３８号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違がある場合には、審査請求人からはその不備を指摘することが不可能である。

交付された複写のうち、例えば１７頁及び２５頁のそれぞれ右隅には墨消しの措置が施されているが、レイアウト上、この箇所には有意な情報が記載されているとは考えがたい。

交付された模写と照らし合わせて確認できる程度に、不開示箇所の特定を求めるものである。

（意見書に添付されている資料は省略する。）。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成２８年１０月３１日付け防官文第１８５２６号により、法５条３号及び６号の規定に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

２ 法５条の該当性について

本件対象文書中、緊急時の連絡部署及びその内線番号（既に公にしているものを除く。）については、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署等が推察され、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するとともに、緊急用及び海外等の部外連絡用のＮＴＴ電話番号（既に公にしているものを除く。）については、これを公にすることにより、いたずら等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条６号に該当するため不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会における書面での申立に支障が生じる」として原処分における不開示部分の更なる特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は行政文書開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

（２）審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを

求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 審査請求人は、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書は、陸上自衛隊通信団が各機関等から受領した電磁的記録をもとに電磁的記録の原稿を作成し、それを印刷及び製本を委託している印刷業者に貸し出しているが、当該電磁的記録の原稿は情報保全の観点から、紙媒体の本件対象文書の納品とともに、返却を受けた後速やかに廃棄しており、各機関等から受領した電磁的記録についても、原稿と同様、本件対象文書の納品後速やかに廃棄していることから、本件対象文書は紙媒体しか保有していない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年5月15日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月8日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省の市ヶ谷庁舎内の内部部局を始め、各機関、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各部隊並びに附属機関等ごとに各部署の内線番号等が記載されたものである。

審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明によると、本件対象文書については、通信団が各機関等から受領した電磁的記録を基に原稿を作成し、当該原稿の電磁的記録を印刷業者に貸し出し、紙媒体の本件対象文書の納品の際に当該電磁的記録の返却を受けるが、情報保全の観点から、当該電磁的記録及び各機関等から受領した電磁的記録については、本件対象文書の納品後速やかに

廃棄しており、紙媒体しか保有していないとのことである。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「電話番号簿（自動即時用）」は、業務を効率よく遂行するために、通信団が毎年作成し、防衛省職員の使用に限定して各部署に配布している紙媒体の文書であり、新年度のものに更新されると前年度のものは廃棄されているとのことであった。

- (2) 本件対象文書の作成方法並びに本件対象文書が紙媒体で配布及び利用されているものを考慮すると、情報保全の観点を重視し、原稿である電磁的記録については、製本後に速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

- (1) 緊急時の連絡部署及びその内線番号等について

本件対象文書中、下記(2)に掲げる不開示部分を除く不開示部分には、自衛隊の緊急時の連絡部署並びにその内線番号及びFAX番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署等が明らかとなり、有事等の際に、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 緊急用及び海外等の部外連絡用のNTT電話番号等について

本件対象文書中、98頁の「鬼志別演習場」の2行目、244頁の「看護部」の14行目、537頁の「病院」の2行目及び7行目並びに539頁の「その他」の2行目の不開示部分には、緊急用及び海外等の部外連絡用のNTT電話番号及びFAX番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、自衛隊が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特

定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久